

# ○飯塚市新技術・新製品開発補助金交付要綱

平成20年3月31日

飯塚市告示第31号

改正 H22-96、H26-89、H29-82

飯塚市新技術・新製品開発補助金交付要綱(平成18年飯塚市告示第121号)の全部を次のように改正する。

## (趣旨)

第1条 技術開発力の向上及び製品の高付加価値化を推進し、地域産業の振興を図るため、研究開発事業を行う中小企業者に対し、新技術・新製品開発補助金(以下「補助金」という。)を交付することについては、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この告示において「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者をいう。

## (対象者)

第3条 補助金の対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者のうち、資本金5,000万円未満で、かつ、従業員数が50人未満の者
- (2) 市税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものに該当するときは対象者としないものとする。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員が役員となっている者。
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(H26-89追加)

## (研究開発期間)

第4条 補助金の対象とする研究開発期間は、原則として1年以内とする。

## (対象事業)

第5条 補助金の対象となる研究開発事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 商品化されていない新製品の開発
- (2) 新製造法の開発

- (3) 高付加価値製品の開発
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前3号に類する研究開発事業  
(対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の対象となる経費は、対象事業に要する経費のうち次に掲げるものとする。

- (1) 原材料及び副資材の購入に要する経費
- (2) 構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
- (3) 機械装置又は工具機具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
- (4) 工業所有権の出願、導入に要する経費
- (5) 外注加工に要する経費。ただし、上限は補助金申請額の4分の1以内とする。
- (6) 技術指導の受入れに要する経費
- (7) 開発に直接従事する者の経費(以下「直接人件費」という。)。ただし、時間単価は1,600円を上限とし、当該直接人件費の占める割合は当該補助金申請額の総額の40パーセント(ソフトウェア業及び情報処理業にあっては60パーセント)を上限とする。

(H22-96全改)

- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

2 補助金の額は、前項各号に掲げる経費の合計額の3分の2以内とし、200万円を限度として予算の範囲内で市長が定める。

(H26-89一改)

3 前項の補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(意見の聴取)

第7条 市長は、補助金の交付の決定にあたっては、学識経験者の意見を聞くものとする。

(H29-82全改)

(補助事業の変更)

第8条 補助金の交付の決定を受ける中小企業者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる事由が生じたときは、補助事業変更承認申請書により市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助申請額の20パーセントを超えて増額し、又は減額しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を著しく変更しようとするとき。

(補助事業の遅延等)

第9条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書を市長に提出しなければならない。

(補助事業の成果)

第10条 補助事業の成果については、補助事業者に帰属するものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、様式その他必要な事項については、別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月6日 告示第96号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市新技術・新製品開発補助金交付要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成26年3月27日 告示第89号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月21日 告示第82号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。